

1 直轄事業負担金制度の概要

(1) 制度

国が、道路、河川等の建設事業等を行う場合に、地方公共団体が、国に対して地域に及ぶ便益に見合う応分の負担をすることとなっているもの

直轄事業負担金総額(地方負担) 平 21 約 1兆円(全国知事会調べ)

(2) 仕組み

地方財政法の規定に基づき、国が直轄事業を行う場合に、地方公共団体が負担金を国に支出することとされている

【地方財政法の規定】

ア 直轄事業の対象(平成21年度現在、本県で実施されているもの)

道路、河川、砂防、港湾等に係る重要な土木施設の新設・改良

林地に係る重要な林業施設の改良

地すべり防止工事

土地改良

地方公共団体が実施しなければならない災害復旧事業で財源的に困難なもの

イ 経費の種目、算定基準及び負担割合は法律又は政令で定める

ウ 地方負担金の予定額は予め地方公共団体に通知する

2 直轄事業負担金制度に関する全国的な問題点

(1) 事業費の内訳明細等が十分に示されていないこと

(事業の内容や事業費の概要等の説明はあるが、経費の詳細までは示されていないこと)

(2) 地方負担金の対象範囲の基準が明確でないこと

(地方に負担金を課す範囲の考え方が不明確であり、妥当でない用途も含まれていること)

(3) 地方の意見が十分に反映される仕組みとなっていないこと

(国との打合せ等の機会はあるものの、地方の意見が反映される仕組みが確立していないこと)

(4) 公共事業費が抑制傾向にある中で、直轄事業負担金の財政負担割合が相対的に大きくなっていること

3 全国知事会の取組

国への要請(21.4.8 国土交通大臣等との意見交換会 21.5.18 緊急アピール)

ア 速やかな情報開示

イ 現行制度の早急な改善

ウ 維持管理費負担金の早急な廃止

エ 直轄事業負担金制度の根幹の見直し

プロジェクトチーム(21.2.24 設置)による検討

平成20年度分の負担金の開示資料を分析し、問題点等を取りまとめ(21.6.16)

・地方に負担金を課す範囲の考え方や基準が不明

・補助事業では認められていない退職手当や事務所庁舎営繕費を計上 など

直轄事業の実施に直接要する経費、国庫補助事業の取扱と同様の内容に見直すべき



【全国知事会議(21.7.14)における申し合わせ】

～直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針～

負担金の対象範囲等は平成21年度分から見直し

(詳細な情報開示と知事会が提案する基準を踏まえた適正な請求がなければ、都道府県は議会や住民への説明責任が果たせず、支払いはできない)

維持管理費負担金は平成22年度から廃止

(国が整備した施設は、本来、管理主体である国が負担すべき)

直轄事業負担金制度は廃止

(地方分権の観点から、国は本来責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、負担金は廃止すべき)

市町村負担金の見直し

(直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す)

地方の意見が反映できる制度を直ちに創設

(事業の採択・実施等の各段階において、国と地方が対等の立場で協議し、地方の意見が反映できる制度を法定化すべき)

【国直轄事業と補助事業の制度の相違(大阪府資料を基に作成)】

	補助事業		直轄事業	
建設費	国1/2	地方1/2	国2/3	地方1/3
維持管理費	地方10/10		国5.5/10	地方4.5/10
事務費	事業費の段階に応じて上限あり (0.5%~7%)		上限なし	
人件費	事務費の7.2%が上限 管理職は対象外 退職手当も充当不可		事務費に占める上限なし 管理職も対象 退職手当にも充当	
庁舎建設費	工事現場事務所は対象		維持管理を行う事務所も対象	
チェックシステム	交付申請、実績報告、会計検査等における国のチェック		地方のチェックは不可能	

#### 4 直轄事業負担金に関する論点と本県の基本的な考え方

##### (1) 説明責任明確化の観点に立った制度の見直しについて

情報開示の内容(事業内容、経費内訳等)をより分かりやすいものに改善するとともに、負担する経費を適正な範囲に見直していく必要がある。

全国知事会を通じて、更なる情報開示を求めるとともに、対象範囲等の見直しを国に求めていく。

##### 【全国知事会の対象範囲に関する基準案の概要】

##### ・直轄事業の実施に直接要する経費を基本

営繕宿舍費は工事施工に直接必要な現場事務所等に限定、国土技術総合政策研究所の職員の人件費は負担金の対象から除外等

##### ・国庫補助事業の取扱と同様の内容

業務取扱費・人件費・事務費の制限率を設定、管理職の人件費や職員の退職手当は負担金の対象から除外等

##### (2) 地方分権の観点に立った直轄事業負担金制度のあり方について

国と地方の役割分担の明確化や受益と負担のあり方等を議論した上で、直轄事業制度の根幹を見直す必要がある。

ア 事業実施責任の観点から、役割分担を明確化し財政負担のあり方と一致させるべき

国が国家的施策として担うべき事業

国が経費を負担し、国の責任において事業を着実に実施すべき

(例：国土の保全、広域的なネットワークを形成する交通網の整備、国際的・全国的観点から必要な施設の整備、大規模災害への対応等)

地方が担うべき事業

権限と財源を地方へ一体的に移譲した上で、地方が自らの判断で自主的、主体的に事業を実施できるようにすべき

イ アを基本としながら、例外的に、受益が特定の地域に相当程度及び場合には、地方も一定程度負担すべきとの考え方もあり得ることから、役割分担の議論と一体的に検討(土地改良等)

##### (3) 県事業への市町村負担金について

県が行う建設事業に対する市町村負担金については、手続きや対象経費等の点で直轄事業負担金と仕組みが異なるが、説明責任の明確化等の観点から、直轄事業負担金の改革と併せて同様の見直しを行う必要があり、全国知事会等の検討状況を踏まえて本県としての取組を進める。

##### 【主な検討の方向】

ア 詳細な情報開示(平成21年度分の市町村等負担金の内訳等を開示)

イ 市町村の意向照会(情報開示に併せて、開示の内容や制度改善の要望等を把握)

ウ 対象経費の見直し(全国知事会が国と協議し決定することとしている見直しの基準を踏まえて、同様の方向で検討)

#### 【参考1】直轄事業に関する事務・権限の見直し

##### 総務省から各府省への申入れ

～「平成22年度の地方財政措置について(21.7.1)」参考資料抜粋

申入事項	申入れの概要
(1) 維持管理費に係る地方負担金の廃止	・地方の強い要望を踏まえ、維持管理費に係る地方負担金については、平成22年度から廃止
(2) 直轄事業負担金の対象範囲の見直し等	・補助事業との均衡を図ることを基本として、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急を実施(業務取扱費等の制限率の設定等) ・直轄事業の計画・実施・変更に係る事前協議を早急に法定化 ・直轄事業負担金の積算内訳等の情報開示を徹底
(3) 直轄事業の縮減	・直轄事業の範囲を全国的な見地から必要とされる基礎的・広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体へ移管 (基礎的・広域的事業の例：高規格幹線道路、複数県にまたがる一級河川等)

##### 国から地方への権限移譲

～「地方分権改革推進要綱(20.6.20 地方分権改革推進本部決定)」抜粋

区分	見直しの方向
道路	・一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し、原則として都道府県に移管する。個別の対象道路については、関係地方公共団体と調整を図った上で、第2次勧告までに具体案を得る。 【第1次勧告における移管の基準】 同一都府県内に起終点がある区間 バイパス(同一国道路線の指定区間が並行)の現道区間 一部が都府県等管理路線の区間 重要都市の要件を厳格に適用した場合に対象外となる区間 (重要都市：都道府県庁所在地、人口概ね30万人以上) 本県の場合、が該当 (国道4号平泉バイパス等3路線7区間について移管の方向で継続協議中)
河川	・一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。 本県の場合、対象となる河川はない

【参考2】本県における直轄事業負担金の現状等

概ね本県の要望に沿って直轄事業が実施されているが、事業によっては、事業費の年度間の平準化など本県の意見が必ずしも十分に反映されない場合がある。

県の予算編成時における国からの情報提供は、翌年度事業費が概算要求に基づき幅を持って示されている。事務的経費等の明細や翌々年度以降の事業費までは示されていない。

平成21年度6月現計予算における本県の直轄事業負担金の総額は271億円、投資的経費に占める割合は20.8%に達している。

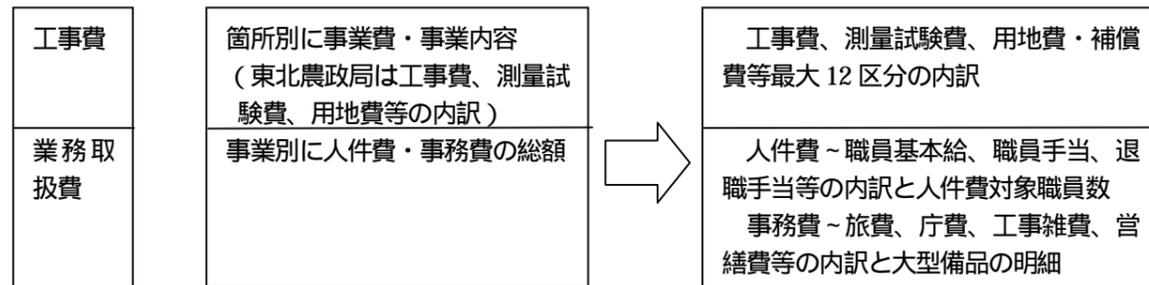
表 本県の直轄事業負担金の推移 (単位：百万円)

区分	平成16	平成21	主な事業・地区
治山	68	153	磐井川地区
河川	2,684	3,394 (471)	一関遊水地ほか
ダム	2,749	4,005 (1,161)	胆沢ダム建設、四十四田ダム管理ほか
砂防	148	403	八幡平山系火山砂防ほか
道路	8,880	9,669 (2,450)	東北横断自動車道釜石秋田線ほか
港湾	1,896	1,770	久慈港湾口防波堤ほか
土地改良	5,958 (4,075)	7,352 (3,890)	馬淵川沿岸一期・二期、いさわ南部地区ほか
災害復旧	523	328	災害の発生に備えるもの(H15～H19の平均負担額)
合計	22,906	27,074 (4,082)	投資的経費に占める割合 H16：12.6% H21：20.8%

(注)平成16年度は決算額、平成21年度は6月現計予算額で( )内は維持管理分  
土地改良の負担金は、完了地区に係る県・市町村・農家の償還金を含む( )内は県負担金分

《本県分の直轄事業負担金に関する国の情報開示の概要》

(従来) (今回)



【判明した主な内容】

- ・管理職の給料に充当(東北地方整備局、東北農政局、東北森林管理局)
- ・職員の退職手当に充当(東北地方整備局、東北森林管理局)
- ・国土技術総合政策研究所の職員の人件費に充当(東北地方整備局)
- ・岩手河川国道事務所の庁舎建替工事費に充当(東北地方整備局)

【不十分な内容】～全国知事会が求めている国庫補助事業と同程度の内容までに至っていない

- ・工事費や用地費、工事雑費の積算内訳(東北農政局、東北森林管理局)
- ・人件費と事務費の積算内訳(東北農政局、東北森林管理局、東北地方整備局)

【参考3】本県の建設事業に対する市町村負担金の現状

地方財政法の規定に基づき、当該市町村の同意を得て、かつ、県議会の議決を経て市町村等の受益の限度において負担を求めている。(土地改良や治山の事業については、受益者である農家や市町村からの申請に基づいて実施)

- ・国の直轄事業(国営土地改良)
- ・県が実施主体の国庫補助事業(農業農村整備、農道、漁港整備、林道、急傾斜地崩壊対策、流域下水道、港湾改修、広域公園整備等)
- ・県の単独事業(治山、地域道路整備、街路等)

表1 本県の建設事業に対する市町村等の負担額の状況(平成21年度6月現計予算) (単位：百万円)

	全体事業費	市町村負担金等	市町村負担金等の内訳		
			工事費等	事務費	人件費
農林水産部	14,341	2,145	2,034	39	72
県土整備部	2,139	291	280	4	7
合計	16,480	2,436	2,314	43	79

表2 本県の市町村等負担金の概要

部局	農林水産部	県土整備部
負担金の仕組み	・大半は、受益者からの申請に基づき、土地改良法等の規定により施行。 ・市町村負担金は、予め市町村から意見を聞き、合意を得たうえで徴収。	・大半は、受益の高い事業について、受益の限度において、市町村の同意のもとに、地方財政法、道路法等の規定に基づき施行。 ・過疎、準過疎市町村については、負担金を免除(道路事業)
負担割合	・国のガイドライン等を踏まえて決定 区画整理関係 5～15% 農業用排水関係 5～10% 県単治山関係 20% 水産(漁港)関係 10%	・受益の程度を考慮し決定 道路関係 10% 急傾斜対策 5～20% 港湾改修 10%
負担金の対象範囲	・大半は補助事業の対象経費を準用(事務費・人件費は対象、ただし退職手当や庁舎費は対象外。) ・県単治山事業は事務費を含まず	
市町村への説明	・市町村への負担協議(文書)(事業名、地区名、工種名、事業費、負担率及び負担額を記載) ・年に数回個別説明を実施(工事費、測量試験費、用地買収費等の内訳に加え、施工位置や事業量等を情報提供)	・市町村への負担同意協議(文書)(事業名、箇所名、負担率、事業費、負担金を記載) ・市町村の求めに応じて請負費、用地費、補償費、委託費、事務費等の内訳や工事概要を説明することとしている。